府監第1897号

令和７年３月25日

大阪府議会議長　様

大阪府知事　様

関係委員会又は委員　様

大阪府監査委員

監査の結果について（報告）

　地方自治法第199条第１項、第２項及び第４項に基づき実施した監査の結果は下記のとおりであったので、同条第９項の規定により報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 監査の範囲 | 主に令和５年度における地方自治法第199条第１項に規定する財務に関する事務の執行及び同条第２項に規定する事務の執行 |
| 監査対象機関 | 別表のとおり |
| 監査実施日 | 令和６年10月１日から令和７年２月６日まで |
| 監査の実施方針 | 監査の範囲に掲げる事務の執行が、適正かつ効率的・能率的に行われているかを主眼として監査した。 |
| 監査の結果 | 監査を実施した範囲において、別紙の事項を除き、検出事項に該当するものはなかった。 |

別表

|  |  |
| --- | --- |
| 所管部局 | 監査対象機関 |
| 教育庁 | 高等学校（東淀川、旭、桜宮、東、茨田、汎愛、清水谷、夕陽丘、阿倍野、東住吉、平野、池田、渋谷、桜塚、豊島、刀根山、箕面、春日丘、茨木西、北摂つばさ、吹田、吹田東、北千里、山田、三島、高槻北、芥川、阿武野、大冠、島本、寝屋川、西寝屋川、北かわち皐が丘、枚方、長尾、牧野、枚方津田、いちりつ、守口東、門真西、緑風冠、交野、布施、花園、かわち野、みどり清朋、山本、八尾、大塚、河南、富田林、金剛、懐風館、長野、藤井寺、狭山、登美丘、泉陽、金岡、東百舌鳥、堺西、福泉、堺上、美原、泉大津、信太、和泉、久米田、佐野、日根野、貝塚南、りんくう翔南、泉鳥取、柴島、咲くやこの花、大正白稜、千里青雲、福井、枚方なぎさ、芦間、門真なみはや、枚岡樟風、八尾北、松原、堺東、成美、伯太、貝塚、東住吉総合、淀川清流、成城、西成、長吉、箕面東、布施北、和泉総合、岬、市岡、教育センター附属、槻の木、鳳、桃谷、大阪わかば、中央、園芸、農芸、東淀工業、淀川工科、都島工業、西野田工科、泉尾工業、生野工業、今宮工科、工芸、茨木工科、城東工科、布施工科、藤井寺工科、堺工科、佐野工科、港南造形、淀商業、鶴見商業、大阪ビジネスフロンティア、住吉商業、千里、泉北、桜和、北野、大手前、高津、天王寺、豊中、茨木、四條畷、生野、三国丘、岸和田、都島第二工業、第二工芸）、支援学校（大阪南視覚、大阪北視覚、生野聴覚、堺聴覚、だいせん聴覚高等、中央聴覚、高槻、八尾、富田林、佐野、豊中、寝屋川、和泉、守口、吹田、泉北高等、摂津、泉南、枚方、西浦、思斉、難波、生野、住之江、東淀川、たまがわ高等、とりかい高等、すながわ高等、むらの高等、なにわ高等、堺、茨木、東大阪、岸和田、藤井寺、交野、箕面、中津、光陽、西淀川、平野、東住吉、刀根山、羽曳野）、中学校（富田林、咲くやこの花） |
| 公安委員会 | 警察署（大淀、曽根崎、天満、都島、福島、此花、東、南、西、旭、城東、鶴見、大阪水上、大正、天王寺、東成、生野、阿倍野、住之江、住吉、東住吉、西成、西淀川、淀川、東淀川、高槻、茨木、摂津、吹田、豊能、箕面、池田、豊中、豊中南、羽曳野、富田林、枚岡、河内、布施、八尾、松原、柏原、枚方、交野、寝屋川、四條畷、門真、守口、堺、北堺、西堺、中堺、南堺、泉大津、和泉、岸和田、貝塚、関西空港、泉佐野、泉南、黒山、河内長野） |